

道路等境界明示図等の控の抄本の交付に係る取扱い要領

(目的)

第1条 この要領は、第2条に規定する大阪市が保管する道路等境界明示図等（以下、「明示図等」という。）の控の抄本（以下、「抄本」という。）の交付に関する取り扱いを定めることを目的とする。

(明示図等)

第2条 この要領における明示図等は、次の各号のとおりとする。

(1) 大阪市建設局総務部管財課及び測量明示課が保管する図面

ア 道路区域明示図

平成16年度以前に本市が交付したもので、名称が異なる同様の図面を含む。

イ 道路区域・市有地境界・公共用地境界明示図

平成17年度以降に本市が交付したもので、道路区域のみの図面を含む。

ウ 市有地境界明示図

エ 都市計画道路境域明示図

(2) 国土交通省から移管を受けた図面（御堂筋の道路境界明示図）

平成24年4月に国道25号の一部（御堂筋）を国土交通省から移管され、指定区間外国道として大阪市が管理するため、国土交通省から資料引継ぎを受けたもの（以下、「道路敷境界明示図」という。）

(3) 大阪府から移管を受けた図面（現在 道路用地に該当するもの）

地方分権一括法に基づき、法定外公共物を平成17年3月31日付で国から譲与されたことにより、大阪府から資料引継ぎを受けたもの（以下、「公共用地境界確定図」という。）

(申請人)

第3条 申請人（以下、「申請人」という。）は、抄本を必要とする者とする。

(申請及び手数料等)

第4条 申請人は、「道路等境界明示図等の控の抄本交付申請書（様式。以下、「申請書」という。）により受付窓口に直接申請するものとする。

2 申請書の申請人欄は、記名によるものとする。

3 抄本の交付にかかる手数料は、大阪市手数料条例第8条及び第12条に基づき、1件につき250円とし、申請時に納付しなければならない。

4 抄本の交付は、既発行1証明につき1件の扱いとする。

(申請受付及び交付の場所・時間)

第5条 抄本の申請受付及び交付の場所は、大阪市建設局総務部測量明示課（大阪市住之江区南港北2丁目1番10号 ATCビルITM棟6階）とする。また、交付については申請人の希望により郵送も可能とし、郵送に要する費用は申請人の負担とする。

2 受付及び交付時間は、執務時間内とする。

(執務時間) 午前9時00分から午後5時30分まで

(申請の取り下げ)

第6条 申請日から起算して3か月を超えて抄本の受領がない場合は、申請が取り下げられたものとして取り扱う。なお、取り下げとなる場合は手数料の還付は行いません。

附則

この要領は、平成17年4月1日より施行する。

- 2 この改正要領は、平成18年2月1日より施行する。
- 3 この改正要領は、令和2年11月1日より施行する。
- 4 この改正要領は、令和3年4月1日より施行する。

受付審査		受付番号	交付番号
担当係長	受付	第 号	第 号
		年　　月　　日	年　　月　　日

道路等境界明示図等の控の抄本交付申請書

年　　月　　日

大阪市長様

申請人：住所 _____

氏名 _____

電話番号 _____

次の道路等境界明示図等の控について、抄本の交付を申請します。

・ 境界明示図等の控の種別

- 道路区域明示図
 道路区域・市有地境界・公共用地境界明示図
 市有地境界明示図
 都市計画道路境域明示図
 道路敷境界明示図(御堂筋区間 国土交通省より資料引継ぎを受けたもの)
 公共用地境界確定図(大阪府より資料引継ぎを受けたもの)

・ 発行年月日及び発行番号

昭和・平成・令和　　年　　月　　日付　　第　　号

・ 土地の所在

大阪市　　区　　丁目　　番

・ 申請の理由： _____

受 領 欄	受領日	年　　月　　日
	氏名	

受付	建設局 測量明示課
領収番号	
領収金額	¥
領収日	年　　月　　日

交付申請における注意事項

- ◎ 道路等境界明示図等の控の抄本の交付は、現地調査等を行なわず、過去に境界を確定した際の図面の控の写しを交付するものです。
- ◎ 抄本の交付申請は、どなたでも申請できます。
- ◎ 個人情報の取扱いに関しては、大阪市情報公開条例及び大阪市個人情報保護条例による取扱いに準じます。
- ◎ 道路等境界明示図等の控の抄本の交付は、既発行1証明につき1件の扱いです。
- ◎ 交付した抄本で現地の境界が確認できない場合は、別途、道路区域明示申請や土地境界確定協議申出等の必要な申請を行ってください。
- ◎ 申請から起算して3か月を超えて抄本の受領がない場合は、申請が取り下げられたものとして取り扱います。取り下げられた場合、手数料の還付は行いません。

決 裁	課長	課長代理	担当係長	監理主任	業務主任	起案者

公印審査		
取扱責任者	文書主任	通 箇所